

II 筋刈筋置地拵

1 下層植生及び末木枝条の処理

- (1) 作業区域内の全面を対象に雑草・笹・かん木類の刈払い及び末木枝条等の整理、集積を行う。なお、岩石地等植栽ができない箇所がある場合には、監督職員の承認を得てその場所に集積しても差し支えない。また、伐倒木等で筋置内に移動集積することが困難なものについては、その場所に設置安定させる。
- (2) 植幅は、特記仕様書のとおりとする。
- (3) 置幅は、特記仕様書のとおりとする。
- (4) 植筋、置筋の方向は、原則として等高線状（横筋）とする。
- (5) 刈高は、踝（くるぶし）程度までとする。

2 地上立木及び稚幼樹の処理

高木性有用樹の稚幼樹及び残存立木は可能な限り保残する。

特記仕様書

駒ヶ岳国有林 森林環境保全整備事業 木曽4

※刈幅(植幅)・置幅(残し幅)は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合、実距離(斜距離)に換算した値とする。

※「全刈又は筋刈地拵(刈払)」もしくは「筋置地拵(枝条整理)」の仕様を適用する場合は、備考欄にその旨を記載する。

III-2 植付（コンテナ苗）

1 苗木の調達

- (1) 苗木の調達は甲の指示により乙が調達し、乙においては苗木調達後速やかに植付が完了するよう植栽計画を立て、監督職員に提示し、苗木搬送、引渡月日、箇所ごと等、細部の打合せを行う。
- (2) 林業種苗法に基づく樹種については同法の規定による。
- (3) 乙は苗木調達後、別に定める苗木確認書（写）もしくは、苗木調達時に受け取る苗木発送伝票（写）を監督職員あて提出し、苗木と共に確認を受けること。
- (4) 規格・品質等について監督職員から指示のあった場合は速やかにこれに従うこと。

2 苗木の規格・品質

- (1) コンテナ苗は、マルチキャビティコンテナ等の容器において育苗した根鉢付き苗であること。
- (2) 所定の規格を持つものであること。
- (3) 地上部と地下部のバランスが良いものであること。
- (4) 芯があつて成長が見込まれるものであること。
- (5) 根鉢全体に根が回り、かつ、容易に根鉢が崩れないものであること。
- (6) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象害にかかってないものであること。
- (7) 外傷や欠損のないものであること。

3 樹種及びh a当たり植付予定本数

特記仕様書のとおりとする。

4 苗木の取扱い

- (1) 乙は苗木の輸送、保管に当たっては凍結、乾燥、むれ等により枯損したり、あるいは活着率が低下させないようにすること。
- (2) 現地に納入した苗木は、植付場所に近い直射日光に当たらない日陰（必要に応じて、こも、シート等で直射日光を遮断）等で保管し、速やかに植付すること。なお、乾燥する恐れのある場合は、適宜灌水するなど乾燥防止の措置を講ずること。

特記仕様書

駒ヶ岳国有林 森林環境保全整備事業 木曽4

※補植作業の場合は、既往の植栽木のうち「枯損・著しい芯枯れ」等、将来にわたって成林の見込のない枯損木を抜き取りその位置に植える。ただし、その位置が植付に適さない場合は、枯損木を抜き取らずに隣接する箇所に植えることとする。なお、抜き取った枯損木はその場に存置すること。

※広葉樹の植栽木は、赤テープ付ける等して表示すること。